

# 常総市観光物産協会会則

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、常総市観光物産協会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、その事務所を常総市役所内に置く。

(目 的)

第3条 本会は、常総市の観光事業の健全な発展及び改善を図り、もって地域産業経済の振興に資するとともに、公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

## 第2章 事 業

(事 業)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 観光に関する調査研究
- (2) 観光情報の発信及び観光客の誘致促進
- (3) 観光産業従事者の資質の向上と人材育成及び支援
- (4) 観光土産品の紹介宣伝とブランド商品の開発支援
- (5) 観光施設等の管理運営
- (6) 観光関係機関及び団体との連絡調整
- (7) 各種団体の行う観光事業の奨励
- (8) その他本協会の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会 員

(会 員)

第5条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 本会の主旨に賛同した者及び本会の事業を援助する個人若しくは法人又は団体
- (2) 特別会員 本会の事業に特別の功労があった者又は学識経験者で本会が推薦した者

(会 費)

第6条 会員は、次の区分により会費を納入しなければならない。

- (1) 個人会員は、1口、年額2,000円以上納付するものとする。
  - (2) 法人・団体会員は、1口、年額10,000円以上納付するものとする。
  - (3) 特別会員は、会費を負担しないものとする。
2. 本会の会費は毎年9月末日までに又は入会の際に納入するものとする。
  3. 既納の会費は返還しないものとする。

(入 会)

第7条 本会の会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し承認を得なければならない。

(退 会)

第8条 会員が退会しようとするときは、退会届を会長に提出しなければならない。ただし、会員の死亡、組織の解散等により退会届を提出することができない場合はこの限りではない。

2. 3年以上会費を納入しない会員は、前項の規定によらず退会したものとみなすことができる。

## 第4章 役員

### (役員)

第9条 本会に、次の役員を置く。

- 会長 1名
- 副会長 3名
- 理事 若干名
- 監事 2名

### (役員を選任)

第10条 理事、監事は総会において会員の中から選任する。

- 2. 会長、副会長は理事の互選とする。

### (役員職務)

第11条 会長は本会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

- 2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代理する。
- 3. 理事は、重要な会務を審議する。
- 4. 監事は、本会の会務及び会計を監査する。

### (役員任期)

第12条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2. 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3. 役員は、任期満了後でも後任者が就任するまでその職務を遂行する。

### (役員報酬)

第13条 役員は無報酬とする。ただし、職務のための旅行に要する費用はこれを支給することができる。

### (顧問及び参与)

第14条 本会に顧問及び参与を置くことができる。

- 2. 顧問及び参与は、理事会に諮り会長がこれを委嘱する。
- 3. 顧問及び参与は会長の諮問に応じて、意見を述べまたは会議に出席して意見を述べることができる。

### (事務局)

第15条 本会に事務局を設け、職員を置き、会長がこれを任免する。

- 2. 職員は上司の命を受け、会務に従事する。

## 第5章 会議

### (会議)

第16条 本会の会議は、総会及び理事会とする。

### (総会)

第17条 総会は、通常総会と臨時総会とし、通常総会は毎年1回これを開催し、臨時総会は会長が必要と認めた時これを招集する。

- 2. 総会は正会員数の半数以上の出席（委任状出席を含む。）がなければ、議事を開き議決することができない。
- 3. 総会において議決する事項は次のとおりとする。
  - (1) 事業報告及び収支決算に関する報告
  - (2) 収支予算に関する事項
  - (3) 会則の改廃に関する事項
  - (4) 役員選出に関する事項
  - (5) その他必要と認める事項

(理事会)

第18条 理事会は会長において必要と認めるときこれを招集する。

2. 理事会は理事の半数以上の出席（委任状出席を含む。）がなければ、議事を開き議決することができない。

3. 理事会において議決する事項は次のとおりとする。

- (1) 総会に付議する事項
- (2) 本会の運営に関する事項
- (3) その他会長が必要と認める事項

(会議の議事)

第19条 会議の議事は、出席者（委任者を含む。）の過半数をもって決する。

2. 可否同数のときは、議長がこれを決する。

## 第6章 委員会及び専門部会

(事業企画委員会及び専門部会)

第20条 会長は、本会の事業を円滑に実施するため、事業企画委員会及び専門部会を置くことができる。

2. 事業企画委員会及び専門部会に関する必要な事項は、会長が別に定める。

## 第7章 会計

(会計年度)

第21条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。ただし、出納閉鎖期間については4月30日までとする。

(経費)

第22条 本会の経費は、会費、補助金、寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

(会計書類等)

第23条 会長は、毎年度事業終了後次の書類を作成し、通常総会までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 収支に関する決算書類
- (3) その他必要な書類

2. 監事は、前項の書類を受理したときは、これを監査し、監査報告を作成して総会に提出しなければならない。

3. 会長は、前項の書類及び報告書について総会の承認を得た後これを事務所に備えておかななければならない。

## 第8章 雑則

(その他)

第24条 この会則に定めたもののほか、本会事業の運営上必要な事項は会長が別に定める。

付 則

この会則は、平成18年 7月 7日から施行する。

この会則は、平成21年 6月22日から施行する。

この会則は、平成23年 5月11日から施行する。

この会則は、平成24年 6月25日から施行する。